

農林水産商工常任委員会資料

(平成27年10月7日)

項目	ページ
4 TPP協定交渉合意の状況（商工関係）について 【商工政策課】 1

T P P協定交渉合意状況（商工関係）について

平成27年10月7日
商 工 政 策 課

1 商工関連分野への影響

- 県内企業と TPP 加盟国との直接の輸出入取引は、比較的少ない。
- 自動車産業や家電製品等の市場拡大による県内関連企業への波及効果が期待される。

県内企業においては、受注増等の期待の声がある一方、関税撤廃等の対象部品の情報等がなく、影響がわからないとの声もある。

2 交渉項目に係る主な合意内容 (H27.10.5 内閣官房 TPP 対策本部公表資料より)

分野	項目	合意内容	備考
物品市場 アクセス (関税撤廃等)	工業製品 【11カ国全体】	<ul style="list-style-type: none"> ○工業製品は、全体で 99.9% の品目の関税撤廃 (即時撤廃は 76.6%) ○日本との EPA 未締結国（米国、カナダ、ニュージーランド） 工業製品の無税割合が発効時に直ちに上昇 (米国: 39% → 67%、カナダ: 47% → 68%) ニュージーランド: 79% → 98% 	○11 カ国全体輸出額約 19 兆円 ○3カ国合計 約 7 兆 8 千億円 ※EPA(経済連携協定)
	自動車関係 【米国・カナダ】	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車は、米国（税率 2.5%）を 15 年目以降に段階的に引下げ、25 年目で完全撤廃。カナダ（税率 6.1%）は 5 年で完全撤廃 ○自動車部品は、米国（税率 2.5%）の 8 割以上の品目を即時撤廃。カナダ（税率 6.0%）も 9 割弱の品目を即時撤廃 	
	家電・産業用機械・化学【米国】	○輸出額の 99.9% 以上を即時撤廃	
原産地規則及び原産地手続	原産地規則 〔関税減免の対象となる TPP 域内の原産品（生産品）として認められるための用件を定めたもの〕	<ul style="list-style-type: none"> ○原産地規則の完全累積制度の実現 複数の TPP 締結国を経た製品の原産地の判断は、域内の部品調達率を足し上げる制度を採用するもの ※自動車の原産地規則は部品調達率を 55% とする。 (日本は交渉で 40% 台を主張するが、メキシコ等 62.5% の主張などに譲歩したもの) 	
知的財産	著作権	<ul style="list-style-type: none"> ○保護期間 70 年、非親告罪とする。 →現在の日本の保護期間 50 年から延長、著作権侵害の刑事手続きは親告罪から制度を変更する。 	※非親告罪（被害者の告訴なく、訴追できる）
	バイオ医薬品の保護期間	<ul style="list-style-type: none"> ○保護期間 8 年（医薬品の調査期間等を含む。） →日本の保護期間は 8 年であり変更なし 	
国境を越えるサービス・金融サービス	小売り・金融等	<ul style="list-style-type: none"> ○新興国での外資規制を大幅に緩和 (例)・マレーシア 小売業への外資規制を緩和 →日本のコンビニエンスストアの海外展開を後押し ・ベトナム 地場銀行や電気通信業の外資出資比率規制を緩和 →日本の地方銀行の海外進出により、中小企業の海外展開を後押し 	
中小企業	中小企業	<ul style="list-style-type: none"> ○各締約国は TPP 協定等の情報発信等の際に中小企業向けの情報を含めることなどを規定 →TPP の利用により中小企業の海外展開を促進 	

